

令和 7 年度 姫路市創業支援事業補助金募集要項

1 目的

姫路市における創業を促進し、地域経済の活性化や新たな雇用機会の創出を図るため、創業者を対象に、創業により新たな店舗等を設置（開店）する際の内装設備工事費や広告宣伝費の一部を補助します。

2 補助対象者（申請できる方） （１）～（３）に該当される方

（１）姫路商工会議所又は姫路市商工会が開催する「創業セミナー」（特定創業支援事業）を受講され、特定創業支援事業証明書の交付を受けられた方、又は、その方が代表者を務める中小企業者

（２）事業ごとの補助対象者の条件区分

【創業支援事業（内装設備工事費の支援）を申請される場合】

（１）に該当される方で、市内で新たに創業し、店舗又は事務所を設置（開店）される方

【広告宣伝支援事業（広告宣伝費の支援）を申請される場合】

（１）に該当される方で、市内で新たに創業される方、又は、創業した日以後２年以内の方

（３）補助対象事業完了までに次のいずれかに該当される方

ア 個人事業主にあつては、市内に居住し、本市に住民票を置いていること

イ 法人にあつては、市内を本店居住地とした法人登記が行われていること

【注意】

- ・市税の滞納がある場合は、申請できません。
- ・暴力団、又は、暴力団員、それらと密接な関係を有する方は申請できません。
- ・補助金の交付は、補助対象者につき１回限りです。

3 補助対象地域

- ・市域全域

（ただし、姫路市中心市街地の区域内の商店街は、創業支援事業の対象外となります。

※中心市街地の区域については、５ページの図をご参照ください。）

4 補助対象事業

創業支援事業 姫路市中心市街地の地域内の商店街を除いたエリアで、本市の都市計画や建築基準等に違反していない店舗等を新たに設置する事業

広告宣伝支援事業 自社の製品及びサービスに関する広告宣伝を行う事業

【注意】

- ・新たな店舗等の所有者、又は、賃借人は補助対象者名義で、賃貸物件の場合は店舗等としての利用が可能な賃貸借契約を締結している必要があります。
- ・自宅兼店舗等の場合は、自宅と店舗等の区画が明確に区分されている必要があります。
- ・仮設や臨時の店舗等や市内移転は対象外となります。
- ・中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 11 条第 1 項に規定する特定連鎖化事業（フランチャイズ事業）に加盟して行われる事業又は販売代理店として、開店する場合は補助対象外となります。
- ・事業を承継して行う事業、政治的活動や宗教的活動を目的とする事業、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定されている風俗営業に該当する業種など）又は公序良俗に反する事業の場合は、補助対象外となります。
- ・その他、当補助金の交付目的に沿わない事業の場合も補助対象外となります。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象経費のうち次に掲げるものとなります。

- （１）補助金の交付の決定を受けた日の属する年度内に要する経費で、交付の決定日以後に支払義務が生じ、その年度内に支払が完了する経費であること。
- （２）店舗等の設置（開店）や広告宣伝に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です。
ただし、消費税及び地方消費税は含みません。

補助対象事業	経費の内容
創業支援事業	店舗等の設置（開店）に伴う内装設備工事費 （例：内装仕上工事、設備工事など）
広告宣伝支援事業	チラシの作成、展示会出展等の広告宣伝、新聞等への広告掲載、ホームページの作成などの広告宣伝費

【注意】

- ・交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。
- ・国や県等から補助金が交付されている場合は、その補助金の額を控除して申請してください。
- ・創業支援事業は、特段の事情がない限り、市内事業者が請け負う内装設備工事費で、市外の業者に対して支払った経費は補助対象外となります。

6 補助対象期間

補助対象事業の補助対象期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までとし、その期間に支払った経費に対して補助します。

7 補助率

補助対象経費の2分の1以内

8 補助限度額

- ・創業支援事業（内装設備工事費）：50万円以内

※ただし、新たに設置する店舗が次の（１）、又は、（２）のいずれかに該当し、特に事業継続性が高く、かつ、地域の課題解決に寄与するものと市長が認める場合においては、補助限度額100万円以内とします。

（１）本市の地場産業に係る製品の販売のみならず、当該製品の情報発信、展示、体験教室等を併せて行うことで、本市の地場産業を広く周知し、その振興に寄与するための店舗

（２）多世代が安心して暮らせる居住環境づくりを促進するための地域交流の拠点となるコミュニティカフェ等の店舗

- ・広告宣伝支援事業（広告宣伝費）：15万円以内

9 申請方法

補助金等交付申請書に、下記の書類を添付して申請してください。

- ・創業支援事業は（１）、（３）～（１０）、該当あれば（１１）
- ・広告宣伝支援事業は（２）～（５）、（７）～（１０）、該当あれば（１１）

（１）補助対象事業計画書（様式第１号）

（２）補助対象事業概要書（様式第２号）

（３）補助金所要額調書（様式第３号）

（４）補助対象経費に係る見積書

（５）特定創業支援事業証明書

（６）姫路商工会議所又は姫路市商工会が発行する推薦書

（７）法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票及び税務署へ届け出た開業届出書の写し

（８）許認可が必要な業種の場合は、許可証等の写し

（法令等の定めにより添付できない場合は、添付が可能になり次第、市へ提出してください。）

（９）市税の滞納がないことを証する書類

（１０）その他（事業内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等の必要書類）

（１１）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額届出書（様式第４号）

（補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額の仕入控除税額がない見込みである場合、提出が必要となります。該当ない場合は、提出不要です。）

【注意】

- ・補助金等交付申請書は、必ず補助対象事業の着手前に提出してください。

1 0 交付の可否の通知等

補助金の交付の可否については、申請者へ通知します。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

1 1 実績報告

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類や内装設備工事費の工事前後の写真、広告宣伝の事実を証する書類

1 2 実施状況等報告書

事業開始以後2カ年の状況を報告してください。

1 3 個人情報の管理

本補助金への申請に係る提出書類により姫路市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・本事業における事業計画の審査、事業管理のため
- ・本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・姫路商工会議所「姫路創業ステーション」、又は、姫路市商工会による継続的な経営指導のため

1 4 お問い合わせ先・申請書の提出先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所 観光経済局 商工労働部 産業振興課

T E L : 079-221-2513 F A X : 079-221-2508

Eメール:sankou@city.himeji.lg.jp

1 5 手続の流れ

補助金の申請書の提出先は、姫路市産業振興課です。

(1) 創業支援事業

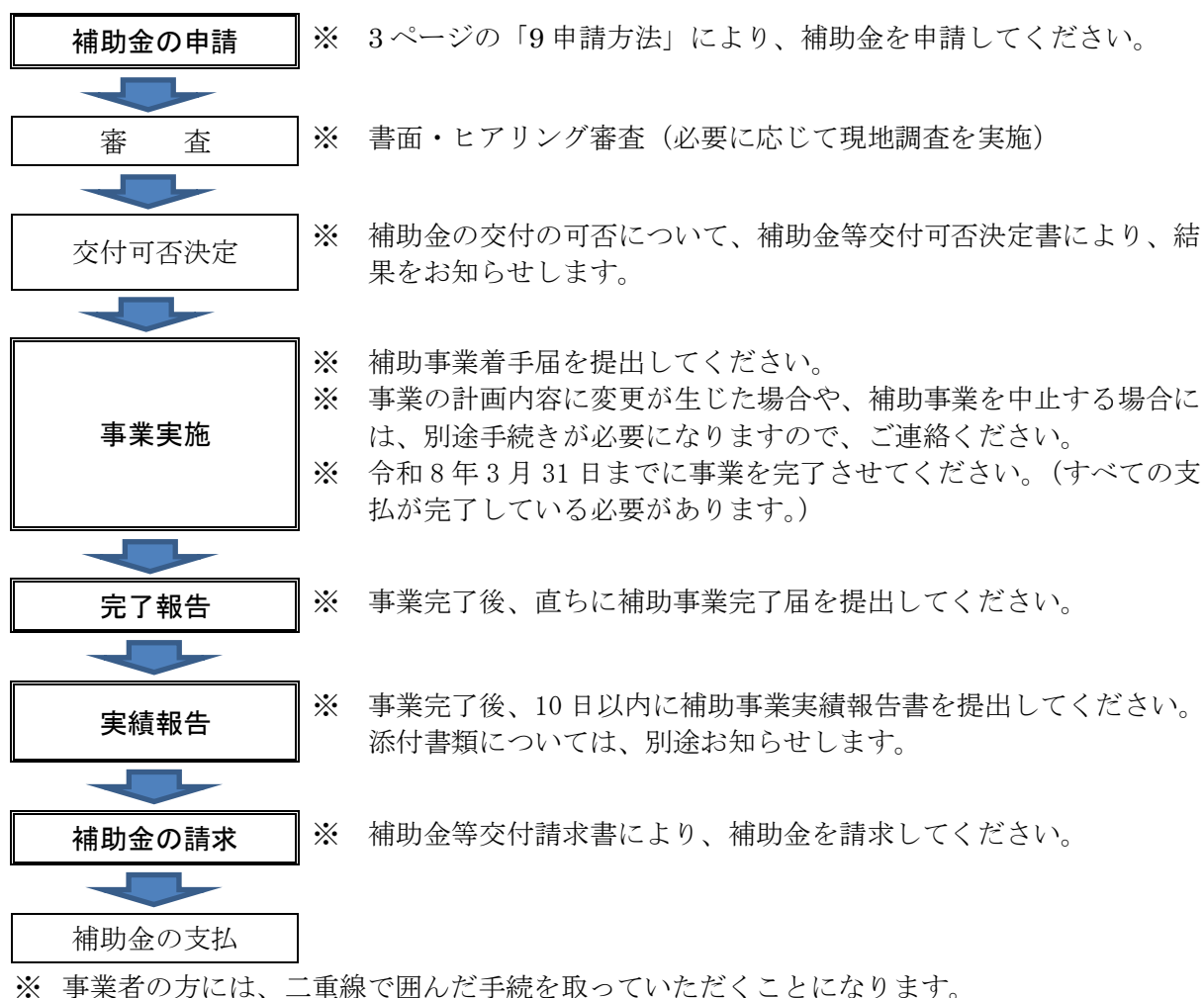
申請には、補助対象事業計画書の作成、姫路商工会議所、又は、姫路市商工会の推薦書の添付が必要となりますので、申請前に姫路商工会議所、又は、姫路市商工会へご相談ください。

相談先は、旧姫路市内に設置（開店）される場合は、姫路商工会議所へ、旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に設置（開店）される場合は、姫路市商工会へご相談ください。

(2) 広告宣伝事業

必要書類を添えて、姫路市産業振興課へ申請してください。

《手続の流れ（フロー）》



以後、実施状況報告書を提出していただくことになります。

＜中心市街地の区域＞

「中心市街地」とは、下図の基本計画区域をいいます。

